

公文書公開決定処分にかかる審査請求について（答申）

1 審査会の結論

審査請求人が、令和7年7月23日付けで青梅市長（以下「実施機関」という。）に対して提起した公文書公開決定処分にかかる審査請求（以下「本件審査請求」という。）については、これを棄却すべきである。

2 本件事案の経緯

- (1) 令和7年6月25日、審査請求人は、実施機関に対し、青梅市情報公開条例（平成30年条例第31号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定にもとづき、実施機関が生活保護申請における資産申告書の提出の際に、1年分の預金口座の通帳の写し等を合わせて提出することになっている根拠となる行政文書についての公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）をした。
- (2) 令和7年7月7日、実施機関は、本件公開請求に対し、公文書の全部を公開する決定（以下「本件処分」という。）をし、公文書公開決定通知書（青健生第342号）により、審査請求人に通知し、同年7月22日、審査請求人は本件処分があったことを知った。
- (3) 令和7年7月23日、審査請求人は、実施機関に対し、本件審査請求をした。
- (4) 令和7年9月25日、実施機関は、本件審査請求について、青健生第652号により、青梅市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に弁明書の写しを添えて諮問をした。
- (5) 令和7年10月1日、前記(4)の諮問を受けた審査会は、当該諮問に添付された弁明書の写しについて、青梅市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成9年条例第32号）第9条第1項の規定にもとづき、審査請求人に送付の上、同条例第6条第4項の規定にもとづき、実施機関からの弁明書に対する反論書（以下「反論書」という。）の提出を求めた。
- (6) 令和7年10月3日、前記(5)の求めを受けた審査請求人は、審査会に反論書を提出した。
- (7) 令和8年1月9日、審査会は、本件審査請求にかかる会議を開催し、実施機関の口頭説明および委員による協議を行った。

3 争点

本件審査請求の争点は、公文書の特定が適正に行われたか、また本件処分が適法かつ適正であるか否かである。

4 審査請求人の主張の要旨

(1) 審査請求の趣旨

条例第6条第1項にもとづき審査請求人が行った本件公開請求に対し、実施機関が令和7年7月7日付けで行った本件処分について、その取消しおよび本件公開請求をした公文書を改めて公開し直すことを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求書および反論書によれば、審査請求の理由はおおむね次のとおりである。

ア 実施機関が公文書公開請求にもとづいて公開した公文書（以下「本件公文書」という。）は、東京都から福祉事務所に発出された事務連絡であるが、この中で預貯金については、「申告書に記載のある額が確認できる通帳（写し）または取引明細書等の提出を求めること。」とある。この記載を素直に読む場合、申告書に記載された日付のみの残高が記載された通帳ということになり、間違っても過去1年分の収支が記載された通帳等と極端な拡大解釈はできない。

イ また、預貯金について、1年分の通帳（写し）を求めるならば、資産申告書には現金を記載する箇所があるのだから、現金の収支についても、1年分を求めるのが筋である。現金で給料を受け、水道料金や電気料金等についてコンビニ払い等をしていれば、預貯金において収支は残らない。

ウ 公開された公文書から、実施機関は総合的に判断したと審査請求人に説明したが、審査請求書によると審査請求人が請求した公文書とは、実施機関が何らかの会議体などで決定し、作成された公文書であるとのことであった。

エ 前記ウの公文書は通帳1年分を提出するという重い義務を課す実施機関または福祉事務所独自の運用ルールを決定した組織的な意思の存在を示すものであり、公文書として作成・保存されるべきである。

オ 組織的決定の事実の裏付けとなる公文書がないことは、公文書管

理義務の怠りであり、実施機関の弁明は、その根拠となる公文書の存在を証明できず、その解釈において生活保護上の申告義務の範囲を不当に拡大し、被保護者のプライバシー権を侵害するものであり、組織的な決定過程を記載した公文書を特定しなかった行為は、条例上の特定義務を履行せず、行政の説明責任を放棄したものであり、本件公開決定は違法かつ不当である。

5 実施機関の説明の要旨

- (1) 本件公開請求に対し、条例第7条の規定にもとづき、本件処分をしたものである。
- (2) 本件公文書には、預貯金等についてはその管理状況、生活費の収入支出状況等を確認することが望ましく、資産の申告は12か月ごとに実施すると記載されている。

また、申告にかかる資産の確認の記載の中で、預貯金については、通帳（写し）または取引明細書等の提出を求めることが記載されている。実施機関は、本件公文書の記載をもとに、資産申告書を提出する際、預金口座がある場合は、1年間の取引明細が確認できるものを資料として提出を求める運用をしている。

実施機関は本件公文書のほかに、このような記載のある公文書は保有しておらず、実施機関は、本件公文書を公開すべき対象の公文書として特定したものである。

- (3) 以上の理由により、本件処分は違法または不当な点はないことから、「本件審査請求を棄却すべきである。」との答申を求めるものである。

6 審査会の判断

審査会は、次のとおり判断する。

- (1) 本件公開請求について

本件公開請求において、審査請求人が公開を請求した公文書は、実施機関が何らかの会議体などで決定し、作成された公文書であったが、実施機関は、東京都が福祉事務所へ発出した事務連絡である本件公文書の記載をもとに資産申告書を提出する際、預金口座がある場合は、1年間の取引明細が確認できるものを資料として提出を求める運用をしているため、当該事務連絡を公文書と特定し公開決定を行った。

これに対し、審査請求人は、本件処分の取消しおよび本件公開請求

をした公文書を改めて公開し直すことを求めているところ、実施機関は、本件処分を妥当としていることから、本件処分の妥当性について検討する。

(2) 条例等の定め

ア 条例第2条第2号の公文書の定義では、「実施機関の職員が職務上作成し、または取得した文書、図画、写真、フィルムおよび電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。」と規定しており、公文書とは、起案文書、収受文書のほか台帳などが該当すると解されている。

イ 条例第6条第1項では、「前条第1項の規定による公文書の公開の請求（以下「公開請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出して、しなければならない。」、同条第2項では、「実施機関は、前項の請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をしたもの（以下「請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。」と規定されている。

ウ また、公文書の特定とは、公開請求者がどのような公文書を請求しているかが明確であって、実施機関の側の相応の努力によって請求にかかる公文書が他の公文書と識別できる程度に明らかにされている状態と解されている。

エ さらに、「公文書を特定するに足りる事項」とは、実施機関が公開請求にかかる公文書を合理的な方法で特定できる程度に具体的な記載をいい、青梅市情報公開条例施行規則（平成31年規則第6号）様式第1号の公開請求書においては、「公文書の件名または内容」欄に記載されるべきものであり、公開請求書の記載が抽象的であって、多種多様な公文書が大量に含まれることとなり、その全てを請求しているとは考えられない場合、また、およそ公文書に記録された情報の内容に着目しないで請求された場合などは、公文書が特定されているとはいえないものと解されている。

オ 条例第7条の柱書では、「公文書の公開義務については、実施機関は、公開請求があったときは、当該公開請求にかかる公文書に次の

各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。」と規定している。

(3) 本件処分の妥当性について

条例第6条第1項第2号に規定される「公開を請求しようとする公文書を特定するに足る事項」により特定された公文書の公開について違法・不当な点が無かったかについて検討する。

ア 条例第6条第1項第2号の規定により、「公開を請求しようとする公文書を特定するに足る事項」が請求書に記載され、実施機関において本件公開請求にかかる公文書を特定することとなるが、この点において、審査請求人は、公文書公開請求書において、「別紙の内容によると資産申告書を提出する際には令和6年1月からの「1年分」の預金口座の通帳の写し等を合わせて提出することになっているが、この1年分の通帳の写し等を求める根拠となる行政文書。尚、国（厚生労働省）の通知等や他自治体では通帳1年分は求めているところが多く、貴市の根拠を知りたい。」と記載した。

イ 実施機関は、令和6年1月からの「1年分」の預金口座の通帳の写し等を合わせて提出することになっている根拠として、東京都が福祉事務所に通知した文書であると判断し、当該通知を本件公文書と特定した一方、実施機関独自の公文書として、指導にかかる方針を決定するに当たり、その決定の内容、合意形成が行われた経過等が記載された公文書は存在しないと主張している。

ウ 前記イの主張を踏まえると、審査請求人から情報公開請求された公文書について、不存在と決定する余地があったことは考えられる。

エ また、東京都が福祉事務所へ発出した事務連絡の中に、明確に1年間遡る旨の記載が読み取れなく、きめ細やかな指導や、預金の確認を的確に実施する旨の内容までの記載に留まっていることを鑑みると、東京都が福祉事務所へ発出した事務連絡のみでは、審査請求人の求めに完全に応じられないものであることも考えられる。実際に審査請求人の審査請求書中の「請求の趣旨」においても、公開を求めた公文書ではないため、公開請求した公文書を改めて公開し直すことを求める旨が記されている。

オ 以上を踏まえると、本件公開請求の際、実施機関および審査請求人との間において、公文書の特定のために詳細な聞き取り等が行わ

れ、審査請求人が本来意図していた文書の内容が実施機関においてより具体的に把握されていれば、本件公開請求および本件処分のように当事者間における認識の齟齬が生じなかった可能性は考えられる。

カ しかしながら実施機関は、東京都が福祉事務所に通知した文書にもとづき、的確な資産把握に努めるという趣旨を具体化するため1年分の預金口座の通帳の写し等を合わせて提出することとしてきたところであり、他に実施機関が独自で作成した公文書は存在しないため、当該通知文書を公開文書として特定したこと自体がただちに違法・不当となるものではない。

キ 実施機関が収受した文書についても、前記6(2)アに記載のとおり、公文書として取り扱うことになるため、実施機関が本件公文書を公開決定したこと自体は、条例に則しており、違法・不当な点は見当たらない。

ク そのため、条例第6条第1項第2号等に照らし合わせ、実施機関が公文書の特定および条例第7条柱書にもとづく公文書の公開を行ったことについて、違法性や不当性が生じることにはならない。

ケ 以上のとおり、本件の公文書公開決定については、不当な点は見当たらない。

(4) 付言

実施機関において、業務の方針や実施方法を決定するに当たり、その根拠となる公文書を作成することは、内部の意思決定過程を明確にする観点からも重要なものであると考える。したがって、実施機関においては、行政運営における重要な意思決定過程等については、公文書を作成し、適切に管理することが望ましい。

7 結論

以上により、本件公開請求を全部公開とした本件処分は適法かつ適正であるから「1 審査会の結論」のとおり判断する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

青梅市情報公開・個人情報保護審査会

伊 東 健 次（会長）

飛 弾 直 文

橋 本 基 弘

齊 藤 和 弥